※ **黄色いマーカー部分が ISO14001:2015 固有の要求事項です。**

4. 当社の状況

4. 1 当社及び当社を取り巻く状況の理解

(1) 社長は、毎年度末に、各部門長からの情報に基づき、当社の事業目的や戦略的な方向性に関連する経営課題のうち、 当社の統合マネジメントシステムの目的達成に影響を与える経営課題を決定する。これらの経営課題には、当社内部の課題と当社を取り巻く外部の課題とが存在する。

(2) 社長は、(1)で決定した課題を**「状況分析シート」**に、及びこれら課題に関する取組みを**「年度行動計画」**(全社)に明記する。

(3) 社長は、月例の部門長会議において、各部門長からの報告に基づき、(1)の課題について、以下を確認し、**「状況分析シート」「年度行動計画」**(全社)に追記する。

① 決定した課題のその後の状況
② 課題に対する取組みの進捗状況
③ 新たな課題の有無

4. 2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

(1) 社長は、毎年度末に、顧客要求事項及び適用される法令・規制要求事項を考慮して、次の事項を決定し、**「状況分析シート」**に示す。

① 統合マネジメントシステムに関連する利害関係者
② 統合マネジメントシステムに関連するその利害関係者の要求事項
③ それらのニーズ及び期待のうち、当社が順守しなければいけない事項

(2) 各部門長は、これら利害関係者に関する情報や要求事項に変化がないかを適宜確認し、月例の部門長会議で、社長に報告する。この内容は、**「状況分析シート」**に追記する。

4. 3 統合マネジメントシステムの適用範囲の決定

(1) 社長は、統合マネジメントシステムの適用範囲として、適用する製品及びサービス、及び適用するサイトを決定する。尚、決定の際は次の事項を考慮する。

① 4. 1 に規定する外部及び内部の課題
② 4. 2 に規定する関連する利害関係者の要求事項
③ 当社の製品及びサービス
④ 当社の組織単位・機能、物理的(敷地等の)境界
⑤ 当社の活動、製品及びサービス
⑥ 当社が及ぼし得る権限及び能力

(2) 決定した統合マネジメントシステムの適用範囲は、2. 1 に示す。尚、適用範囲に含まれる活動、製品及びサービスは全て、本統合マネジメントシステムで管理する。また、適用範囲は、利害関係者が入手可能なように、当社 HP や会社案内に掲載し、外部から問い合わせがあれば対応する。

Copyright © 2015 Iwasaki Keiei,Inc All rights reserved